

改正

平成12年2月1日規則第2号  
平成12年3月30日規則第16号  
平成24年6月29日規則第8号  
平成28年3月31日規則第1号  
令和2年3月31日規則第5号

清川村下水道指定工事店規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、清川村公共下水道条例（平成9年清川村条例第2号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、清川村下水道指定工事店（以下「指定工事店」という。）及び排水設備等の工事について村長が技能を有する者として認める下水道排水設備責任技術者（以下「責任技術者」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

第2章 指定工事店

(指定の資格要件)

第2条 条例第6条で規定する指定工事店として指定を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない、

- (1) 専属して従事する責任技術者（以下「専属の責任技術者」という。）が1名以上いること
- (2) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること
- (3) 神奈川県内に営業所があること
- (4) 次のいずれにも該当しないこと
  - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - イ 第10条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して、2年を経過していない者
  - ウ 責任技術者として第21条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して、2年を経過していない者
  - エ 業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
  - オ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
  - カ 法人にあっては、代表者及び役員にアからオまでのいずれかに該当する者がいる場合

(指定の申請)

第3条 指定工事店として指定を受けようとする者は、指定工事店指定・更新申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 個人の場合は、住民票記載事項証明書、経歴書（第2号様式）及び前条第4号アに該当しないことを証する書類
- (2) 法人の場合は、商業登記簿謄本、定款の写し及び代表者に係る前号に定める書類
- (3) 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図（第3号様式）
- (4) 専属の責任技術者名簿（第4号様式）及び雇用関係を証する書類

- (5) 専属の責任技術者の下水道排水設備責任技術者証（第15条の規定に基づき村長が交付したものを用いる。以下「責任技術者証」という。）の写し
- (6) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類（第5号様式）
- (7) その他村長が認める書類  
(適否の決定)

**第4条** 村長は、前条の規定による指定の申請があった場合においては内容を審査し、適否を決定し、指定工事店決定通知書（第6号様式）により通知しなければならない。  
(指定工事店証の交付)

**第5条** 村長は、前条の規定により適合と認められた場合には、下水道排水設備指定工事店証（第7号様式、以下「指定工事店証」という。）を交付するものとする。

- 2 前項の規定により指定を受けた指定工事店は、指定工事店証を営業所の見やすい場所に掲げておかななければならない。
- 3 指定工事店は、指定工事店証をき損又は紛失したときは、直ちに指定工事店証再交付申請書（第8号様式）を村長に提出し、再交付を受けなければならない。
- 4 指定工事店は、第10条の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく村長に指定工事店証を返納しなければならない、また、第10条第2項の規定により指定の効力を一時停止されたときは、その期間、指定工事店証を返納しなければならない。

(指定工事店の責務及び遵守事項)

**第6条** 指定工事店は、下水道に関する法令、条例、規則その他村長が定めるところに従い誠実に施工しなければならない。

- 2 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 工事の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
  - (2) 工事は適正な価格で行わなければならない。また、工事契約に際しては、金額、期限その他必要事項を明確に示さなければならない。
  - (3) 工事の全部又は大部分を一括して他人に請け負わせてはならない。
  - (4) 指定工事店としての名義を他人に貸与してはならない。
  - (5) 条例第5条に規定する排水設備等の新設等の計画について、村長の確認を受けたものでなければ工事に着手してはならない。
  - (6) 設計及び施工の監理は専属の責任技術者に行わせなければならない。
  - (7) 工事の完了後1年以内に生じた故障等については、不可抗力又は使用者側の責に帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。
  - (8) 災害等緊急時に、村長から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならない。
  - (9) 村長が必要と認め開催する排水設備等の新設等の工事に関する講習会又は説明会に専属の責任技術者を出席させなければならない。
  - (10) 排水設備等の新設等の工事の申込みを受けた場合は、申込み受付簿に申し込んだ者の住所、氏名、工事場所及び申込み年月日を記載しなければならない。また、村長が必要と認め、その申込み受付簿の提出を求めた場合には、速やかに提出しなければならない。
  - (11) 排水設備等の新設等の工事に使用する材料は、村長が承認する規格のものとする。
  - (12) 工事が竣工した際に行われる完了検査に専属の責任技術者を立会わせなければならない。

(指定の有効期間)

**第7条** 指定工事店の指定有効期間は、指定の日から起算して5年とする。ただし、特別の理由があるときは、村長は、これを短縮することができる。

(指定の更新)

**第8条** 指定工事店は、前条の指定の有効期間満了後、引き続き指定を受けようとするときは、村長の指定する日までに、第3条に規定する書類を添付し、指定工事店指定・更新申請書を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の申請を受けたときは、第4条に準じ適否を決定の上通知し、適合する場合には指定工事店証を交付しなければならない。

(指定の辞退及び異動の届出)

**第9条** 指定工事店は、第2条の資格要件を欠くに至ったとき、又は指定工事店としての営業を廃止若しくは休止しようとするときは、直ちに指定工事店指定辞退届書(第9号様式)を村長に提出しなければならない。

2 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当することになったときは、速やかに指定工事店異動届書(第10号様式)を村長に提出しなければならない。

- (1) 組織を変更したとき
- (2) 代表者に異動があったとき
- (3) 商号を変更したとき
- (4) 営業所を移転したとき
- (5) 専属の責任技術者に異動があったとき
- (6) 住所表示、電話番号に変更があったとき

(指定の取消し又は一時停止)

**第10条** 村長は、指定工事店から前条第1項の届出を受けたときは、指定を取り消さなければならない。

2 村長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取消し又は、1年を超えない範囲内において指定を停止することができる。

- (1) 法令の規定等に違反したとき
- (2) 第2条の資格要件を欠くに至ったにもかかわらず、第9条第1項の届け出義務を怠ったとき
- (3) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、村が指定工事店として不相当と認めたとき

### 第3章 責任技術者

(責任技術者の資格)

**第11条** 第1条で規定する責任技術者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 村長が実施する試験に合格した者
- (2) 村長が相当の資格があると認めた者

2 村長は、第1項第1号に規定する試験を指定機関に行わせることができる。

(受験資格)

**第12条** 前条で規定する試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学、短期大学、高等専門学校及び高等学校若しくは旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学、旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校及び旧中学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(以下「高等学校等」という。)において、正規の土木工学科及び村長が同等と認める課程を修

めて卒業した者（以下「土木工学科等を卒業した者」という。）

- (2) 高等学校等を卒業した者で、排水設備工事、下水道工事又は水道工事（以下「排水設備工事等」という。）の設計及び施工に関して1年以上の実務経験を有する者
  - (3) 排水設備工事等の設計及び施工に関して2年以上の実務経験を有する者
  - (4) 前各号に準ずる者として村長が認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、これを受けることができない。
- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - (2) 第21条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
  - (3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
  - (4) 村長が前各号と同等として受験が不相当と認める者
- (責任技術者の申請)

**第13条** 第11条の規定により責任技術者の資格を得た者は、責任技術者新規・更新申請書（第11号様式）に次の書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 試験に合格したことを証する書類又は更新講習を受講したことを証する書類の写し
  - (2) 写真2枚
  - (3) その他村長が必要と認める書類
- (適否の決定)

**第14条** 村長は、前条の規定による登録の申請があった場合においては、内容を審査し、適否を決定し、責任技術者決定通知書（第12号様式）により通知しなければならない。

(責任技術者証の交付)

**第15条** 村長は、前条の規定により適合と認めた場合には、下水道排水設備責任技術者証（第13号様式）を交付するものとする。

(責任技術者の有効期間)

**第16条** 責任技術者の有効期間は5年とする。ただし、村長が特別な理由があると認める場合は、これを短縮することができる。

(責任技術者の更新)

**第17条** 責任技術者は、前条の登録有効期間満了後、引き続き登録を受けようとするときは、村長の指定する日までに、第13条に規定する書類を添付し、責任技術者新規・更新申請書を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の申請を受けたときは、第14条に準じ適否を決定の上通知し、適合する場合には責任技術者証を交付する。

(更新講習の実施)

**第18条** 村長は、定期的に更新講習を行うものとする。

2 村長は、前項の講習会の実施を指定機関に行わせることができる。

(責任技術者の責務)

**第19条** 責任技術者は、法令、条例、規則その他村長が定めるところに従い、設計、監理及び施工に当たらなければならない。

2 責任技術者は、工事の監理及び施工に当たっては責任技術者証を常に携帯し、求められた場合は提示しなければならない。

- 3 責任技術者は、村長が指定する期間までに、前条で規定する更新講習を受けなければならない。
- 4 責任技術者は、責任技術者証を損傷又は紛失したときは、直ちに責任技術者証再交付申請書（第14号様式）を村長に提出し、再交付を受けなければならない。
- 5 責任技術者は、氏名、住所（住居表示の変更を含む。）及び勤務先に異動があったときは、直ちに責任技術者異動届書（第15号様式）に異動の事実を証する書類及び責任技術者証を添えて、村長に届け出なければならない。
- 6 責任技術者は、第21条の規定により登録を取り消されたときは、責任技術者証を遅滞なく村長に返納しなければならない。また、同条の規定により登録の停止を受けたときは、その停止期間、責任技術者証を返納しなければならない。

（責任技術者の登録の資格）

**第20条** 責任技術者認定試験に合格した者は、責任技術者の登録を受ける資格を有するものとする。

2 村長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

3 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、村長にその旨を届け出るものとする。

（登録の取消し又は一時停止）

**第21条** 村長は次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は1年を超えない範囲において、登録を停止することができる。

- (1) 試験の受験資格がないことが判明したとき。
- (2) 不正行為等により試験に合格したことが判明したとき。
- (3) 第19条第3項で規定する更新講習を受講しないとき。
- (4) 条例又はこの規則等に違反したとき。
- (5) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、村長が責任技術者として不相当と認めたとき。

## 第4章 公示

（公示）

**第22条** 村長は、指定工事店に関し次のいずれかに掲げる措置をしたときは、これを公示するものとする。

- (1) 指定工事店を新たに指定したとき。
- (2) 指定工事店の指定を取り消し、又は一時停止したとき。
- (3) 指定工事店の指定の有効期限満了に際し、継続して指定しなかったとき。
- (4) 第9条第2項第2号、第3号及び第4号の届出を受理したとき。

2 村長は、責任技術者に関し次のいずれかに掲げる措置をしたときは、これを公示するものとする。

- (1) 責任技術者を新たに登録したとき。
- (2) 責任技術者の登録を取り消し、又は一時停止したとき。

3 村長は、第11条第2項及び第18条第2項に規定する指定機関を指定したときは公示するも

のとする。

- 4 村長は、試験又は更新講習を実施しようとするときは、あらかじめ試験又は更新講習の日時等を公示するものとする。

## 第5章 雑則

### (事務連絡会)

第23条 村長は、指定工事店による排水設備等の適正な施工等を確保するため、定期又は必要に応じて事務連絡会を開催するものとする。

- 2 事務連絡会は指定工事店及び責任技術者を対象とした講習会等を実施することができる。
- 3 前項の規定による講習会等の開催に際しては、指定工事店は専属の責任技術者等を出席させなければならない。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第11条、第12条、第18条及び第21条については、公布の日から施行する。

### (旧規則の廃止)

- 2 清川村下水道指定工事店に関する規則（平成9年清川村規則第4号）は、廃止する。

### (経過措置)

- 3 この規則施行の際、現に指定を受けている指定工事店については、この規則の改正後の清川村下水道指定工事店に関する規則の相当規定により指定を受けたものとみなす。
- 4 前項の規定により、この規定に基づく指定工事店とみなされたものに係る指定期間については、その期間満了までは、なお、その効力を有する。
- 5 この規則施行の際、現に登録を受けている責任技術者に係る登録及び責任技術者証の効力については、その期間満了までとし、その期間満了までに村長が指定する機関の更新講習を受けなければならない。
- 6 村長が指定する機関の更新講習を受けた者は、この規則の責任技術者試験に合格したものとみなす。

### 附 則（平成12年2月1日規則第2号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

### 附 則（平成12年3月30日規則第16号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

### 附 則（平成24年6月29日規則第8号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

### 附 則（平成28年3月31日規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則（令和2年3月31日規則第5号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

年 月 日

指定工事店指定 (更新) 申請書

清川村長 様

ふりがな  
住 所 .....

申請者 ふりがな  
商 号 (名称) .....

ふりがな  
氏 名 (代表者) .....

電 話 ( ) .....

次のとおり書類を添えて申請いたします。

申請区分

新 規

継 続

\* 添付書類

- 破産者でないことを証する書類
- 申請者 (法人の場合は代表者) の住民票記載事項証明書
- 経歴書 (第2号様式)
- 商業登記簿謄本及び定款の写し
- 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図 (第3号様式)
- 専属の責任技術者名簿 (第4号様式)
- 設備・器材所有調書 (第5号様式)
- その他 ( )

年 月 日

経 歴 書

住 所				
氏 名				
生年月日	年	月	日	生まれ
学 歴				
学 校 名	学 科 名	在学期間 (卒業・中退)		
		年 月 (卒業・中退)		
		年 月 (卒業・中退)		
		年 月 (卒業・中退)		
		年 月 (卒業・中退)		
職 歴				
勤 務 先 名	勤 務 内 容	在 職 期 間		
		年 月 日 ~ 年 月 日		
		年 月 日 ~ 年 月 日		
		年 月 日 ~ 年 月 日		
		年 月 日 ~ 年 月 日		
		年 月 日 ~ 年 月 日		
主 な 工 事 経 歴				
注 文 者	工 事 者	工 事 場 所	請 負 金 額	着工年月日 完了年月日

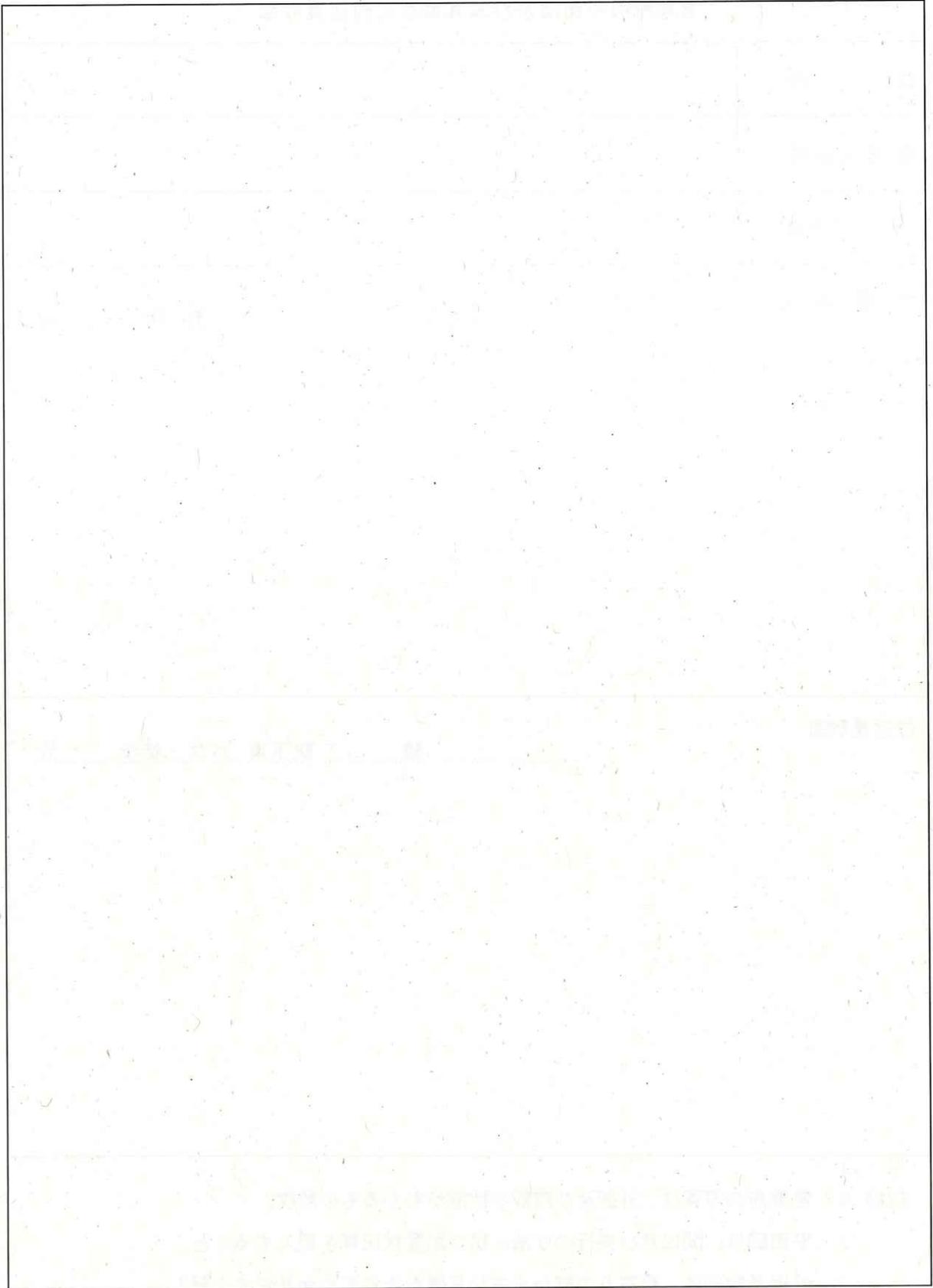
第3号様式（第3条関係）

営業所の平面図及び写真並びに付近見取図

住 所	
商 号（名称）	
氏名（代表者）	
平 面 図	面 積.....㎡
付近見取図	.....線 駅下車 バス・徒歩 分

- （注） 1 営業所の写真は、外部及び内部の状態がわかるもの数枚。  
 2 平面図は、間口及び奥行の寸法、机の配置状況等を記入すること。  
 3 付近見取図は、最寄りの駅から主な目標を入れてわかりやすく記入すること。

(写 真)



第 4 号様式 (第 3 条関係)

年 月 日

専属の責任技術者名簿

清川村長 様

住 所 .....  
申請者 商 号 (名称) .....  
氏 名 (代表者) .....  
電 話 ( ) .....

ふりがな 氏 名	ふりがな 住 所	登 録 番 号	摘 要

第5号様式（第3条関係）

設 備 ・ 器 材 所 有 調 書

商号又は名称					
所 在					
事 務 所	面 積	延 べ			m <sup>2</sup>
	様 態	事務所専用・店舗住宅・その他（ ）			
	所 有	土地	自己所有・借地	建物	自己所有・借家
事 務 用 品	机・椅子 その他（	組 複写機	台 製図台	台	）
倉 庫	面 積	延 べ			m <sup>2</sup>
	所 有	土地	自己所有・借地	建物	自己所有・借家
機 械 器 具	排水設備用具	削岩機	台	カッター	台
		ランマー	台	測量器具	式
機 械 器 具	運搬用車両等	排水管清掃用具	台		
		その他（			）
機 械 器 具	保安設備	トラック	台	軽自動車	台
		ダンプ	台		
機 械 器 具	保安設備	ライトバン	台		
		乗用車	台		
そ の 他 器 具	保安設備	工事標示板	基	工事予告板	基
		警戒標識	基	保安灯	基
そ の 他 器 具	保安設備	バリケード	基	回転灯	基
		カラーコーン	個	照明灯	基
そ の 他 器 具	保安設備	交通整理用具（ロープ・合図灯等）			式
		その他（			
そ の 他 器 具	その他	写真機	台	路面復旧標示板	枚
		施工揭示板	枚		
そ の 他 器 具	その他	その他（			）

第6号様式(第4条関係)

年 月 日

指定工事店決定通知書

様

清川村長 印

年 月 日付けの指定工事店指定(更新)申請書を審査した結果、  
次のとおり決定しましたので通知いたします。

決定区分	<input type="checkbox"/> 適合
	<input type="checkbox"/> 不適合 (理由: )

1 適合と決定された方は、年 月 日に指定工事店証を交付しますので、  
の窓口にお越しください。

2 不適合と決定された方で不服がある場合には、決定を知った日から起算して3  
か月以内に、村長に対して、行政不服審査法(平成28年法律第88号)に基づき審  
査請求をすることができます。

年 月 日

指 定 工 事 店 証

住 所

商号（名称）

氏名（代表者）

清川村指定工事店として指定する。

指 定 番 号	第 号
指 定 有 効 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日

清川村長 印

年 月 日

指定工事店証再交付申請書

清川村長 様

ふりがな  
住 所

申請者 ふりがな  
商号 (名称)

ふりがな  
氏名 (代表者)

電 話

次のとおり指定工事店証の再交付を申請いたします。

指定番号 第 号

有効期間 自 年 月 日 至 年 月 日

理 由

-----  
-----  
-----  
-----

(注意事項)

損傷した場合は、その指定工事店証を添付すること。

年 月 日

指定工事店指定辞退届書

清川村長 様

住 所 .....

商号(名称) .....

氏 名 .....

電 話 ( ) .....

次のとおり指定工事店の指定を辞退したいので届け出ます。

指定番号 第 号

有効期間 自 年 月 日 至 年 月 日

理 由

.....  
.....  
.....  
.....

\* 添付書類

指定工事店証

年 月 日

指定工事店異動届書

清川村長 様

住 所 .....

商号（名称） .....

氏名（代表者） .....

電 話（ ） .....

次のとおり異動がありましたので届け出ます。

指定番号	第 号	
有効期間	自 年 月 日 至	年 月 日
異 動 事 項	新	旧
ふりがな 組 織	-----	-----
*添付書類 商業登記簿謄本（法人のみ）、指定工事店証、責任技術者証の写し		
ふりがな 代 表 者	-----	-----
*添付書類 商業登記簿謄本（法人のみ）、指定工事店証、経歴書（第2号様式）、 禁治産者若しくは準禁治産者及び破産者であって復権していない者でないことを証する書類		
ふりがな 商 号	-----	-----
*添付書類 商業登記簿謄本（法人のみ）、指定工事店証		
ふりがな 営 業 所 移 転	-----	-----
*添付書類 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図（第3号様式）、商業登記簿謄本（法人のみ）、指定工事店証、固定資産物件証明書（建物登記簿謄本でも可）又は賃貸借契約書の写し		
ふりがな 専 属 の 責 任 技 術 者	-----	-----
*添付書類 責任技術者証の写し		
ふりがな 住 居 表 示	-----	-----
*添付書類 住民票記載事項証明書又は住居表示変更通知書（商業登記簿謄本でも可）、指定工事店証		
電 話 番 号		
*添付書類 なし		

年 月 日

責任技術者新規 (更新) 申請書

清川村長 様

ふり かな  
住 所

ふり かな  
申請者 氏 名

電話番号

次のとおり書類を添えて申請いたします。

申請区分

新規

更新

添付書類

- 試験に合格したことを証する書類の写し
- 更新講習を受講したことを証する書類の写し
- 写真 2 枚 (縦 3 センチ × 横 2. 5 センチ)
- その他 (内容: )

※ 勤務先名: \_\_\_\_\_

年 月 日

責任技術者決定通知書

様

清川村長



年 月 日付けの責任技術者新規（更新）申請書を審査した結果、次のとおり決定しましたので通知いたします。

決定区分	<input type="checkbox"/> 適合
	<input type="checkbox"/> 不適合 (理由： )

- 1 適合と決定された方は、年 月 日に責任技術者証を交付しますので、の窓口にお越しく下さい。
- 2 不適合と決定された方で不服がある場合には、決定を知った日から起算して3か月以内に、村長に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき審査請求をすることができます。

下水道排水設備責任技術者証

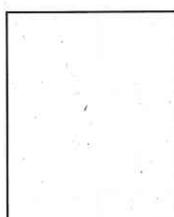
住 所

氏 名

生年月日 年 月 日 生

上の者は、清川村下水道排水設備責任技術者として登録されていることを証明します。

(写 真)



登録番号 第 号

有効期間 自 年 月 日  
至 年 月 日

年 月 日

清川村長 印

〈注意事項〉

- 1 工事の監理及び施工に当たっては、本証を常に携帯し、求められた場合は提示しなければならない。
- 2 本証を損傷、紛失したときは、直ちに届け出て再交付を受けなければならない。
- 3 住所（住居表示の変更を含む。）及び氏名に変更があったときは、直ちに本証を添えて届け出なければならない。
- 4 年度に神奈川県下水道協会が実施する更新講習を受講しない場合は、登録の一時停止又は取消しされることがある。

年 月 日

責任技術者証再交付申請書

清川村長 様

ふりがな  
住 所 .....

ふりがな  
氏 名 .....

生年月日 年 月 日生

次のとおり責任技術者証の再交付を申請いたします。

登録番号 第 号

有効期間 自 年 月 日 至 年 月 日

理 由

.....  
.....  
.....  
.....  
.....

(注意事項)

損傷した場合は、その責任技術者証を添付すること。

年 月 日

責任技術者異動届書

清川村長 様

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

次のとおり異動がありましたので届け出ます。

登録番号	第 号	
有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日	
異 動 事 項	新	旧
ふりがな 氏 名		
*添付書類 責任技術者証		
ふりがな 住 所		
*添付書類 責任技術者証		
ふりがな 住 居 表 示		
*添付書類 住民票記載事項証明書又は住居表示変更通知書、責任技術者証		
ふりがな 勤 務 先 (指 定 番 号)	( )	( )
*添付書類 指定工事店証の写し		